



平成 30 年 3 月 14 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
 会 社 名 ブロードメディア株式会社
 (コード番号：4347)
 代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎
 問 合 せ 先 取 締 役 押 尾 英 明
 経 営 管 理 本 部 長
 電 話 番 号 03 - 6439 - 3983

業績予想の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 28 日に公表した平成 30 年 3 月期通期の業績予想を下記のとおり修正いたしましたので、お知らせいたします。

また、平成 30 年 3 月期第 3 四半期において、特別損失（貸倒引当金繰入額）を計上することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成 30 年 3 月期通期 連結業績予想数値の修正

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円銭
前回発表予想 (A)	14,000	250	200	50	0.73
今回修正予想 (B)	10,600	50	40	△260	△3.54
増減額 (B-A)	△3,400	△200	△160	△310	—
増減率 (%)	△24.3	△80.0	△80.0	—	—
(参考) 前期実績 (平成 29 年 3 月期)	13,158	187	134	△350	△5.11
(参考) 前期実績(影響額控除後) (平成 29 年 3 月期) ※	10,413	38	△14	△426	△6.22

(注) ※「前期実績(影響額控除後)(平成 29 年 3 月期)」の数値は、「連結子会社の架空取引被害に関わる現在の状況に関するお知らせ」に記載した連結計算書類等の主な項目に与える影響額を除いた数値となっております。

2. 修正の理由

<売上高>

放送セグメントの当社子会社である株式会社釣りビジョン(以下、釣りビジョン)における映像の受託制作について、第 2 四半期連結累計期間において 1,523 百万円を売上高として計上しており、通期では約 3,000 百万円の売上高を見込んでおりました。しかしながら本日発表の「連結子会社の架空

取引被害に関わる現在の状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2011年以降における当該取引については、全てが架空取引と認識すべきものであることが判明いたしました。また、見込んでいた第4四半期における当該取引も当然にその売上が見込めない状況です。また、コンテンツセグメントにおける、クラウドゲーム事業やVOD事業において期初における想定よりも売上高が未達成となる見込みです。これらの結果、売上高は、前回発表予想を大幅に下回る見通しとなりました。

<営業利益>

釣りビジョンにおける映像の受託制作に係る営業利益として通期で見込んでいた約150百万円が取り消されることに加え、釣りビジョンの架空取引被害に係る調査関連費用、過年度の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信の訂正を行うことに付随する費用等として、合計で約30百万円を要する見込みであることや、コンテンツセグメントにおける、クラウドゲーム事業やVOD事業において期初における想定よりも損失がやや拡大する見込みであることなどから、営業利益は予想を下回る見込みとなりました。

<経常利益>

営業利益の減少により、経常利益も予想を下回る見込みとなりました。持分法による投資利益が期初における想定よりも増加することが見込まれるため、営業利益の修正額よりも減少額は小さくなっております。

<親会社株主に帰属する当期純損益>

経常利益が予想を下回ることに加え、下記3.に記載のとおり、子会社における特別損失529百万円を計上することとなりました。釣りビジョンが当社の完全子会社ではなく、持ち分が51%であることから、当該特別損失の影響は非支配株主に帰属する当期純利益として一部が控除されますが、親会社株主に帰属する当期純損益は予想を310百万円下回り、260百万円の損失を計上する見込みとなりました。

3. 特別損失（貸倒引当金繰入額）の計上について

釣りビジョンにおいて発生した、映像の受託制作にかかわる架空取引被害に関して、会計上の訂正処理を行った結果の、各財務諸表への影響は以下のとおりです。

<過去の損益計算書>

①該当する取引を、全て架空であり、売上・原価を計上できる商取引ではなかったと認識して、損益計算書上の当該売上・原価を取り消す処理を行っております。

⇒結果として各期の売上高・原価・営業利益が減少しております。

②全て消費税対象取引と認識していたため、受取消費税と支払消費税との差額を納税してはいたしましたが、これらは過大な支払であったと認識しております。

⇒当該過払い認識額を、還付されないものとして各期で租税公課として費用計上したことで、販管費が増加し営業利益以下が減少しております。

③法人税については、過去に遡っての課税額訂正は受けられないものとして、会計上の訂正処理は行っておりません。

⇒上記①②の処理で会計上の利益額は減少しておりますが、法人税の額は変動しておりません。

<過去の貸借対照表>

- ①各期末において、貸借対照表上のクライアントに対しての売掛金は取り消されております。
(業務委託先に対しては当月支払をしていたため、買掛金は各期末において存在していません)

- ②代わりに、その時点までに税込で業務委託先に支払った額と、クライアント(と認識できる先)からの税込で入金された額の差額を業務委託先に対する未収入金に変更しております。

<当第3四半期の貸借対照表・損益計算書>

前述の処理を、過年度を含めた全ての期間において行った結果、当第3四半期末の貸借対照表における業務委託先に対する未収入金総額は529百万円となりました。

上記未収入金につきましては、今後、返済要請や損害賠償請求等で回収を図る予定ではございませんが、現時点では把握できている業務委託先の状況等から全額の回収は困難であり、また回収可能額を適切に見積もることも困難であるため、その全額である529百万円を、平成30年3月期第3四半期において、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上することといたしました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先> ブロードメディア株式会社 IR担当 TEL. 03-6439-3983